平成２５年（フ）第２２６号
北海道川上郡弟子屈町鈴蘭１丁目２番23号
債務者　香川　　博
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１８号
釧路市美原２丁目32番７号
債務者　石割　英子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９４４号
大阪府寝屋川市高倉１丁目16番17―313号
債務者　中島久美子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２号
北海道紋別市落石町４丁目12番地の８
債務者　佐藤日出美（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後２時
旭川地方裁判所紋別支部

平成２６年（フ）第１５号
栃木県足利市五十部町398番地　豊和ハイツＡ棟228、前住所埼玉県上尾市大字平方3427番地２
債務者　関根　久作
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１８号
栃木県佐野市富士見町516番地
債務者　石川　文男
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第７６号
東京都八王子市小宮町992番地１サマックスハイツブリーズＡ201号
債務者　山嵜　杏里（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３０６号
横浜市鶴見区市場大和町３番10号　ハイツ・クリサンズマン506
債務者　山本　洋子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０７号
横浜市鶴見区市場大和町３番10号　ハイツ・クリサンズマン506
債務者　山本　貴之
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１７号
横浜市瀬谷区下瀬谷１丁目31番地３
債務者　椙山　雄紀
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２０号
横浜市中区石川町１丁目39番地　小山マンション403号室
債務者　坪井　良二
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３４号
横浜市鶴見区駒岡４丁目21番20号　レオパレス一歩205
債務者　木伏　亮吉
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１３７号
茨城県日立市金沢町２丁目25番20―102号
債務者　チーマ・アルシャッド・マハムード（ＣＨＥＥＭＡ　ＡＲＳＨＡＤ　ＭＡＨＭＯＯＤ）
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第７５号
栃木県下都賀郡岩舟町大字和泉1585番地５
破産者　須藤　　敏
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第３３５号
福井県鯖江市宮前１丁目４番38―２号
破産者　前川　陽子
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１６７号
札幌市白石区本郷通９丁目南１番15号
破産者　平田　光枝（旧姓松木）
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部